

第20号様式記載の手引(神戸市)

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人及び連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、神戸市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する場合、神戸市長に1通を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、法第292条第1項第4号の5イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

- (1) 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付けて記載してください。
- (2) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）にあつては「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないでください。
- (3) 神戸市内に恒久的施設を有する外国法人にあつては「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「外国の法人税等の額の控除額⑩」の欄までは記載しないでください。

「法人番号」 法人番号（13桁）を記載します。
「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
「所在地」 本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、神戸市内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記します。
「この申告の基礎」 法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。
「事業科目」 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けて記載してください。
「期末現在の資本金の額又は出資金の額」 期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します）。
「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」 期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します）。
「期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（③に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（③に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第292条第1項第4号の5イに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額
「市民税の（確定・中間・修正）申告書」 () 内は、該当の申告を○印で囲んでください。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書に係る申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正」 *修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄にも記載します。
「法人税法の規定によって計算した法人税額①」 法人税の申告書別表1の9の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、() 内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の9の欄の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の4の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の6の欄の金額）の合計額を記載します。
「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」 下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額 * 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年所得税法改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6(16)）の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(20)）の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(21)）の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(22)）の19の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(23)）の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(24)）の39の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(25)）の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(31)）の32の欄又は法人税の明細書（別表6(28)）の22の欄の金額※租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(32)）の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項（事業通商設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(33)）の35の欄の金額
「還付法人税額等の控除額③」 第20号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。
「退職年金等積立金に係る法人税額④」 法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。 *第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。
「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税額①+②-③+④ ⑤」 (1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の④の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の③の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税額 ⑥+⑦×⑧ ⑥」 (1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を⑧の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑧の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑧の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 * 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の神戸市分金額と一致します。 * 第22号の2様式の「従業者数」の欄が〇人の事務所等については、分割課税標準額の按分対象とはなりません。
「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑨」 第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。
「税額控除超過額相当額を加算額⑩」 第20号の4様式別表7の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、同表の⑩の欄の神戸市分金額）を記載します。

